

講習会テキストダイジェスト版

＜残土・汚染土コース＞

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

2. 残土条例

- (1) 残土を搬出する場合、搬出先となる残土の受入地の自治体において、土砂の取り扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めている場合があるため、その内容を確認しなければなりません。
- (2) また、搬出元となる自治体においても、搬出時の届出などが必要となる場合があります。

【解説】

(1) 主な規制内容

- ・土砂の崩壊、流出の防止のために、盛土高、法勾配などを定めている場合があります。
- ・一定量以上の残土を搬出する場合、届出が必要となる場合があります。
- ・民間の受入地（ストックヤード）に搬出する場合、搬出先となる自治体によっては、残土処分業者の許可制度などを設けている場合があります。また、有害物質に関する土壌分析結果などの添付が必要となる場合があります。
- ・宅地開発等の建設工事に伴う埋立てであっても、届出が必要となる場合があります。

(2) 残土条例の制定状況

① 残土処分業者への規制（自治体の許可）（都道府県政令市の事例）

埼玉県：3,000 m³以上の土砂のたい積等

越谷市：500 m³以上の土砂の堆積等

さいたま市：500 m³以上の土砂のたい積等

千葉県：3,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

千葉市：300 m³以上の埋立・盛土・たい積

茨城県：5,000 m³以上の埋立等

神奈川県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

相模原市：事業区域の面積が500 m²以上、または、土砂等の埋立て等の高さが1 m以上かつ搬入土量が500 m³以上

栃木県：3,000 m³以上の埋立事業

京都府：3,000 m³以上の埋立等

兵庫県：1,000 m³以上で、埋立前の地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が1 mを超える埋立等

和歌山県：3,000 m³以上の埋立等

広島県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

徳島県：3,000 m³以上の埋立等

福岡県：3,000 m³以上の埋立等

② 搬出元の建設工事への規制（届出など）（都道府県政令市の事例）

埼玉県：500 m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

千葉県：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

千葉市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

神奈川県：500 m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

相模原市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

広島県：500 m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

③ 制定状況

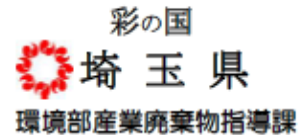
土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査・対策、および土砂のたい積、埋立等による土壌汚染の防止などに関する各自自治体における条例等の制定状況について、環境省による調査結果は以下のとおりです。

平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果、環境省、令和2年3月、<http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html>

(3) 残土条例の事例

① 埼玉県

事業者のみなさまへ



《埼玉県土砂条例※に基づく手続きについて》

農地改良や開発、太陽光パネル設置に伴う造成などで、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする場合や、ストックヤード等を設置する場合は、埼玉県土砂条例に基づく手続きが必要です。

事前に環境管理事務所にご相談ください。



埼玉県のマスコット コバトン

※ 正式名称：「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」

手続きが必要な行為

埼玉県内で500m³以上の量の土砂を排出する場合 →土砂の排出届

- 「土砂の排出」とは、建設工事の現場やストックヤード等の区域からそれ以外の区域へ（県内外問わず）土砂を選び出すことをいいます。
- 建設工事現場から排出する場合は20日前までに、ストックヤード等から排出する場合は10日前までに届出が必要です。

埼玉県内で3,000m²以上の面積に土砂を堆積する場合 →土砂の堆積許可

- 「土砂のたい積」とは、山間部の谷地を埋め立てる行為、農地や宅地の造成などで土地を埋め立てる又は盛土を行う行為（整地等の行為も含む。）、ストックヤードなどで土砂を堆積している行為等をいいます。
- 一時的に堆積する場合も「土砂のたい積」に含まれます。
- 同じ事業地内で、土砂を単に分けて堆積する場合も、堆積面積を合計して3,000m²以上であれば許可の対象となります。
- 他法令（森林法、都市計画法等）の許可等に基づく土砂の堆積については、届出をすることにより許可が不要となる場合があります。
- 無許可で堆積を行った場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられることがあります。

窓口

土砂の発生場所または土砂を堆積する区域を管轄する環境管理事務所（裏面参照）

- さいたま市、川崎市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域での土砂の堆積については県の土砂条例の適用除外となっていますので、それぞれの市町で手続きを行ってください。
- 3,000m²未満であっても、市町村の条例等による手続きが必要な場合がありますので、市町村の土砂担当課にご確認ください。

※太陽光パネル設置に伴う造成など土地利用の形態等を問わず、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする場合は、土砂に関する県条例又は市町村条例等による手続きが必要な場合がありますので、事前に環境管理事務所及び市町村の土砂担当課に御相談ください。

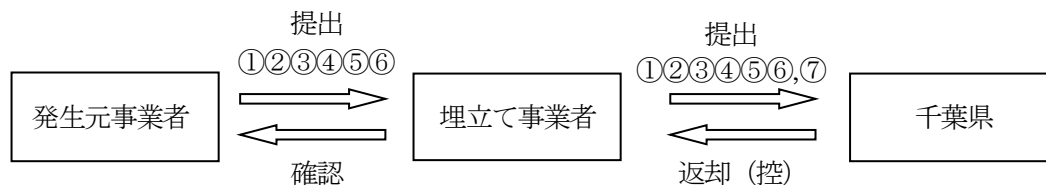
② 千葉県

a) 埋立て事業者の許可

3,000 m²以上の埋立て事業

b) 土砂等搬入届

- ①土砂等発生元証明書
 - ②検査試料採取調書
 - ③地質分析（濃度）結果証明書、
 - ④土砂等発生場所位置図
 - ⑤証明書対象区域が確認できる図面（平面図、断面図）
 - ⑥土砂等発生場所の現場写真、採取状況写真
 - ⑦土砂等搬入届
- (①～⑥添付書類)



c) 発生元事業者の役割

- ・埋立て事業者から土砂等搬入届（県受付印が押印されているもの）の写しを受け取ることで、土砂等搬入届が提出されていることを確認すること。
- ・搬出先の事業場の許可期間、残容量等について現地確認等により確認作業を励行すること。

d) 県の残土条例の適用除外となる市町

千葉市、船橋市、柏市、成田市、佐倉市、八街市、四街道市、神崎町、銚子市、東金市、山武市、芝山町、勝浦市、木更津市、君津市、富津市、

●●トラブル事例●●

○山林に残土を堆積させた後、埋め立てた業者を、県警は市の残土条例違反（無許可埋立）の容疑で送検した。

※市の残土条例の主な内容

土砂等による土地の埋立て、盛土を行う事業で、事業面積が500 m²以上、または、搬入土量が500 m³以上の場合、許可申請が必要

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=2>